

在韓被爆者支援について

1. はじめに

韓国国内には、戦時中、広島・長崎で被爆し、その後韓国に帰国した所謂「在韓被爆者」が相当数存在しており、日本政府としても、本件の歴史的経緯及び人道的性格に鑑み韓国政府に協力して誠意を持って対応してきたところである。

特に、平成2年5月、韓国の盧泰愚大統領が訪日した際の日韓首脳会談の席上、海部総理より、在韓被爆者問題については、「今後医療面で総額40億円程度の支援を行う」旨の表明がなされ、今般、平成3年度予算に、その一部として17億円が計上されることになった。

以下、在韓被爆者問題の経緯及び日本政府として行なってきた協力についてその概要を述べたい。

2. 在韓被爆者問題の実態と経緯

(1) 在韓被爆者の実態

戦前・戦中、広島・長崎には造船所をはじめ多数の工場が所在し、朝鮮半島出身者も多数就労していたと言われる。従って、原爆によって被害を受けた朝鮮半島出身者も決して少なくはなかった。

広島・長崎における原爆被爆者の実態については、現在においても、必ずしも正確に把握されている訳ではないが、被爆者手帳の発給数（平成元年度で約35、6万人）、及び平成2年5月に厚生省によって発表された原爆による死者数（約29、6万人）を合計すると、約65万人程度の人々が広島・長崎両市で被爆したものと推定されている。

また、在韓被爆者協会（注3）によれば、朝鮮半島出身者は約7万人が被爆し、うち4万人が死亡、生存者3万人のうち2、3万人が帰国したと推定されている。

（因みに、平成2年9月現在で韓国政府に登録している被爆者は2173人）

いずれにせよ、多数の朝鮮半島出身者が被爆したことは事実であり、その多くが、今尚、後遺症等による病苦と貧困に苦しんでいると言われる。

(2) 在韓被爆者問題顕在化の経緯

終戦に伴い帰国した被爆者たちも、帰国直後は韓国の独立や朝鮮戦争の勃発による国内の混乱の中、日々の生活に追われ、また、被爆者ということを公に出来ない環境にあって、社会的にも日の当たらない存在であった。

その後、韓国国内も次第に安定し、在韓被爆者問題が社会的に顕在化してきたのは60年代に入ってからであった。1964年に韓国放射医学研究所によるはじめての被爆者実態調査が行われたのを皮切りに、韓国赤十字社による実態調査や新聞・テレビ等による在韓被爆者問題の紹介が行われるに伴い、韓国国内では在韓被爆者問題への意識が高まってきた。そして、1967年7月には在韓被爆者協会が結成された。

また、在韓被爆者の中には、原爆症の医療に関するノウハウが豊富な日本で治療を受けたいという人々も出はじめた。特に、昭和45年（70年）12月に密入国

して逮捕された孫振斗氏の事件は、在韓被爆者問題を日本国内でも大きくクローズアップさせることとなった。本事件では、密入国者に対しての被爆者手帳発給の是非について裁判の場で争われたが、結局、昭和53年3月の最高裁判決において、国籍要件を問わず孫氏に対し被爆者手帳を交付し、原爆医療法を適用すべきであるとの判決が下された。そして、本判決を契機に在韓被爆者問題は、日韓間の政治的問題の一つとして浮上してくることとなった。

3. 日本政府の対応

(1) 在韓被爆者問題に対する日本政府の基本的立場

そもそも、在韓被爆者の問題を含め日韓間の請求権の問題は、法的には昭和40年の「日韓請求権協定」によって完全かつ最終的に解決されており、また、法的立場を離れても、在韓被爆者の問題は韓国に在住する人々の問題であり、第一義的には韓国政府が韓国の国内問題として処理すべき問題であるというのが日本政府の一貫した基本的認識である。しかしながら、前述の通り、在韓被爆者が被爆当時は日本人であったという歴史的経緯及び本件的人道的性格にも鑑み、本件問題の顕在化以降、韓国政府の行っている被爆者対策を支援するため、日本政府としても出来るところから誠意を持って協力しようという基本的立場に立ってきた。

(2) 渡日治療の実施

孫判決を契機に在韓被爆者が日本で治療を受けることは法的には可能となったが、必ずしも経済的に恵まれていない在韓被爆者の多くにとっては、その希望を叶えることは困難であった。かかる状況に鑑み、昭和54年6月、自民党と韓国与党の民主共和党は医師の相互派遣や在韓被爆者の渡日治療等への協力について合意し、その後、昭和55年10月、韓国政府が渡航費を、日本政府が治療費を負担する所謂「渡日治療」を5年間実施することについて日韓両国政府の間で意見がまとまった。これが在韓被爆者問題についての政府レベルでの最初の合意となり、同年11月、テストケースとしての10名が来日したのをはじめ昭和61年11月までに合計349名の渡日治療が行なわれた。渡日治療は在韓被爆者の原爆症の治療や健康状態の回復に大きな成果を上げたとして評価されている。5年間の期限の終了に際し、日本政府は、在韓被爆者からの強い希望もあり、本制度の継続について韓国政府に呼び掛けたが、韓国側からは、渡日治療を必要とする者はほぼ治療を受け、また、韓国の医療水準の向上により韓国国内での治療が可能となったとして、日本政府の提案を拒否し、事実上本制度は打ち切られることとなった。

(3) 在韓被爆者支援拠出金

渡日治療の終了後、在韓被爆者問題は新たな展開を見せることになる。在韓被爆者協会の日本政府に対する積極的な要望と韓国政府の動きである。昭和62年11月、在韓被爆者協会辛会長は在韓国日本大使を訪ね、23億ドルの補償と原爆病院の建設を要求し、また、盧泰愚大統領は、大統領選挙期間中に同協会の陳情を受け、「大統領になればこの問題を必ず解決する」旨応答している。更に、昭和63年3

月の日韓外相定期協議において、韓国崔浩中外相（当時）より本件についての言及があり、宇野外相（当時）は調査団の派遣を約束した。これを受けて昭和63年5月には外務省と厚生省による調査団が訪韓し、在韓被爆者の実態や韓国側の日本政府に対する要望等について明らかにした。

このような動きの中で、平成元年度予算において、初めて在韓被爆者支援拠出金として、4200万円の支援が行なわれることになった。これは、在韓被爆者の健康診断及び治療費等支援、特に被爆者の治療費無料化等を促進するためのもので、大韓赤十字社に対し平成元年11月に拠出された。また、平成2年度予算においても同額の4200万円が拠出され、日本政府の在韓被爆者支援は新しい段階を迎えた。

4. 盧泰愚大統領訪日と今後の日本政府の対応

（1）盧泰愚大統領訪日と在韓被爆者支援

折しも、盧泰愚政権の誕生に伴い、日韓関係を、過去に起因する問題を解決し未来志向的な方向へ発展させようとの動きの中で、本件在韓被爆者問題は「在日韓国人の法的地位問題」及び「在サハリン韓国人問題」と共に、盧泰愚大統領訪日を契機に解決すべき三つの問題の一つとして、抜本的な解決が目指されることとなった。

前述の通り、昨年5月の盧泰愚大統領訪日の際の日韓首脳会談の席上、海部総理より「在韓被爆者支援のため、医療面で総額40億円程度の支援を行なう」旨表明され、これに対し盧泰愚大統領から感謝の意が伝えられた。かくして、在韓被爆者問題はここに政治的決着を見ることとなった。

（2）在韓被爆者支援特別基金拠出金

海部総理よりの意図表明をフォローアップするため、平成3年度予算においては、上記総額40億円程度の支援のうち、17億円が計上されることとなった。これによって、在韓被爆者の治療費無料化のための治療費支援、健康診断費の支援、及び韓国国内の被爆者健康福祉センター設立への支援が実現の運びとなったが、具体的な支援の内容については、今後韓国政府との間で更に協議が進められ、また、平成4年度以降の支援内容についても、出来るだけ早期に本件支援が完了できるよう努力されることとなろう。